

令和2年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年2月28日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和2年3月13日 午前10時11分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和2年3月13日 午前11時08分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	
	副市長	池田英信	市民課長	
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	小笠原啓介
	市民福祉部長	陣内清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	福田正文
	建設部長	副島昌彦	観光商工課長	
	教育部長	大島洋二郎	建設・農林整備課長	馬場孝宏
	会計管理者兼 会計課長	諸井和広	環境下水道課長	太田長寿
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	永江松吾	水道課長	山本伸也
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	武藤清子
	税務課長	小池和彦	学校教育課長	山浦修
	企画政策課長		監査委員事務局長	
広報・広聴課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	横田泰次		

令和2年第1回嬉野市議会定例会議事日程

令和2年3月13日（金）

本会議第6日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第2 討論・採決
- 議案第1号 行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につい
て
- 議案第2号 水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第3号 嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例について
- 議案第4号 嬉野市ふれあい広場条例について
- 議案第5号 嬉野市大草野防災広場条例について
- 議案第6号 嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例について
- 議案第7号 嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査
委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第11号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 第2期嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 議案第17号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第18号 令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別
会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費

特別会計補正予算（第2号）

議案第24号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第25号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第26号 令和2年度嬉野市一般会計予算

議案第27号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計予算

議案第28号 令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計予算

議案第30号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算

議案第31号 令和2年度嬉野市浄化槽特別会計予算

議案第32号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算

議案第33号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算

議案第34号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算

議案第35号 嬉野市債権管理条例について

発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第1 発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書について

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の付託事件について

午前10時11分 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、議員発議として、議会運営委員会委員長から発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例についてが提出をされ、同日、議会運営委員会

が開催をされました。

日程第1．発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、辻浩一議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（辻 浩一君）

おはようございます。

それでは、発議第2号について提案理由の説明を行います。

発議第2号

議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年3月13日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会

委員長 辻 浩一

理由 債権管理条例の制定にあたり、債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関し市長の専決規定を設けるため、条例の一部を改正する必要がある。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

なお、発議第2号については通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について質疑を終わります。

ここで昨日の議案第35号について追加の答弁の申出がっておりますので、これを許可いたします。税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

先日の芦塚議員の質問に対して、お答えをいたします。

債権管理条例案の第16条の規定で、損害賠償金等、つまり損害遅延金、延滞金を放棄できるかという質問でした。債権管理条例案の第2条第7号の規定で、非強制徴収債権は非強制徴収公債権と私債権に分けられますので、非強制徴収公債権と私債権に分けて説明をいたします。

まず、非強制徴収公債権ですが、先日説明をいたしましたけれども、督促手数料、延滞金を徴収するためには条例で制定する必要があるがございます。現在は条例で定めておりませんので、督促手数料、延滞金は発生いたしません。将来的に条例を制定したとしたり、公債権として不能欠損処分をするということになります。公債権は、地方自治法第236条の規定により、不納欠損をすることになっております。

次に、私債権ですけれども、債権管理条例案の第2条第6号の規定で、市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権は私債権と定義をしておりますので、第16条の損害賠償金等、つまり損害遅延金は私債権と定義をされます。このようなことから、債権管理条例案第16条の規定で、損害賠償金等、つまり損害遅延金、延滞金は私債権として放棄をすることができるということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。今の答弁に対しての質問ということですかね。（発言する者あり）意見は言われんけん、質問でしょう。（発言する者あり）賛成、反対ということ——今のは議案の追加答弁ですので、それについての質問ということでしたら。よろしいですか。

日程第2．討論・採決を行います。

議案第1号 行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第1号 行政嘱託員制度の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については可決されました。

次に、議案第2号 水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第2号 水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については可決されました。

次に、議案第3号 嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号 嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例については可決されました。

次に、議案第4号 嬉野市ふれあい広場条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第4号 嬉野市ふれあい広場条例については可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市大草野防災広場条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第5号 嬉野市大草野防災広場条例については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第6号 嬉野市嬉野温泉駅周辺整備事業者選定委員会条例については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第7号 嬉野市人権尊重に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第8号 嬉野市行政不服審査関係手数料条例及び嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第9号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第10号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第11号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第12号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第13号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

議案第13号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この条例は、嬉野市体育館を本年4月1日より閉館することであり、私はまだ利用すべきだと考えております。この体育館は、新設された中央体育館の開館に伴い、5年以内に解体されることになっておりますが、当初の予定では、2023年の国民スポーツ大会等開催時に中央体育館のサブ体育館、選手の練習や控えの場所として使用するので、国民スポーツ大会後に解体するとの予定でした。確かに老朽化しており、天井部の雨漏りや地下基礎部分のひびなどがあり、また、つり天井や耐震基準等の不備は見られますが、これまで福岡西方沖地震、熊本地震において何ら大きな被害は見られておりません。体育館内部も改装されており、床やトイレは嬉野庁舎のトイレよりもきれいです。まだまだ十分使えます。一昨年は体育館前の駐車場を隣接する民家の一部を購入してまで拡張工事をされております。

嬉野庁舎も耐震基準の問題を指摘されながら、これから庁舎のあり方検討委員会で議論され、建て替えや意見等の話が進み、まだまだ先のことであり、使用が続けられていきます。昨年、耐震問題で指摘され閉館した公会堂は1年たってもそのままの状態で何ら問題を生じている様子はありません。

今回の閉館決定も専門家の検査結果を受け、12月から1月、2月にかけて庁舎内で検討をされ、短い間で結論が出されており、納得がいきません。屋根部分の補修に関しては小規模、最小限にとどめ、あと数年使い続けても問題はないと考えます。また、老朽化していることを市民に示した上で使用したら問題ないと考えます。よって、本議案第13号に反対の意を表明します。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成者多数であります。したがって、議案第13号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第14号 嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第14号 嬉野市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第15号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第15号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第16号 第2期嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第16号 第2期嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略については可決されました。

次に、議案第17号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第17号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）は可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第18号 令和元年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第19号 令和元年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第20号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第20号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第21号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第21号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第22号 令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第22号 令和元年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第23号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第23号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第24号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第24号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第25号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第25号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第26号 令和2年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第26号 令和2年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第27号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第28号 令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第29号 令和2年度嬉野市

農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第30号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度嬉野市浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第31号 令和2年度嬉野市浄化槽特別会計予算は可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第32号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第33号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第33号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第34号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第34号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第35号 嬉野市債権管理条例について討論を行います。討論はありませんか。
芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

嬉野市債権管理条例について反対の立場で討論いたします。

「この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。」ということで条例制定を提起されておりますけど、重要なことは大変分かります。

ただ、第5条の督促という項目について、公債権、私債権について督促の場合、延滞金を徴収しないものについては規則等で定めるということが必要であります。また、納付義務者が督促状で指定された納期限に納付しないときは延滞金を徴収するということも必要であり、また明記する必要があると思います。

また、私債権については奨学金貸付金、あるいは公有財産の賃借料ですね、今後発生する可能性がありますので、この私債権についても遅延損害金、これを徴収しないものとして規則等で定める必要があります。これも明記する必要があるのではないかと思います。

また、債務者が債務の不履行で遅延損害金については、損害金相当の額並びに民法並びに商法の根拠法が今後必要になると思いますので、それも明記する必要があります。そういうことを鑑みて、明記する場合は、これを明記するという加筆が必要であると思います。

さらに、嬉野市債権管理条例は本当に重要な条例ではありますが、この契約の今後の多様化を鑑みますと、さらに法の明確な記載が必要であると考えられると思いますので、今後の契約、多様化に対していかなる契約に対しても対応できるような法整備が必要であると思いますので、以上の件において反対を表明いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成者多数であります。したがって、議案第35号 嬉野市債権管理条例は可決されました。

次に、発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決をします。

発議第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第2号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（田中政司君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま森田明彦議員から発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書についてが提出をされました。これを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1. 発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

発議第3号

新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年3月13日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者	嬉野市議会議員	森 田 明 彦
賛成者	嬉野市議会議員	梶 原 睦 也
賛成者	嬉野市議会議員	芦 塚 典 子
賛成者	嬉野市議会議員	山 口 政 人
賛成者	嬉野市議会議員	山 下 芳 郎
賛成者	嬉野市議会議員	山 口 忠 孝
賛成者	嬉野市議会議員	辻 浩 一
賛成者	嬉野市議会議員	増 田 朝 子
賛成者	嬉野市議会議員	川 内 聖 二
賛成者	嬉野市議会議員	宮 崎 良 平
賛成者	嬉野市議会議員	宮 崎 一 徳
賛成者	嬉野市議会議員	山 口 虎 太 郎
賛成者	嬉野市議会議員	諸 井 義 人
賛成者	嬉野市議会議員	諸 上 栄 大
賛成者	嬉野市議会議員	山 口 卓 也

理由 新型コロナウイルス感染症に起因する過去に例を見ない急激かつ深刻な事態に対応するため、政府、国会、その他関係機関に緊急なる支援を要望する。

意見書の内容といたしまして、

新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書

本年1月より新型コロナウイルス感染症の脅威が日本に及んで以来、観光サービス業、飲食業を中心に急速な売り上げ減少が続き、2月27日には安倍首相による全国的な学校等の休校を始めとする各種イベント、不要不急な外出の自粛などが要請され、3月に入り、更に甚大な影響が出ております。

これにより1月から3月までの急激な資金繰りの悪化により、事業の存続自体も危ぶまれ、地域経済、雇用を守るためには金融政策での利子補填など以上の支援が必要です。

嬉野市も、影響を受ける市民や経済活動の回復に傾注しておりますが、今回のような過去に例を見ない急激かつ深刻な事態に対応するためには、政府、国会、その他関係機関の緊急なる支援及び重点的な配慮が必要不可欠です。

よって、新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策が講じられるよう下記事項を強く要望します。

1、事業者への経営支援について。

2番目として、個人の所得補償について。

3番目、正確な情報発信と検査について。

内容を少し省略いたしましたけれども、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月13日、佐賀県嬉野市議会。

提出先といたしまして、衆議院議長大島理森様、以下、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、法務大臣宛てといたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

今のところは読まんでよかですか。事業者への経営支援……

○9番（森田明彦君）続

失礼いたしました。内容をちょっと省略いたしましたけれども、詳細を述べさせていただきます。

1. 事業者への経営支援について

新型コロナウイルス感染症に起因する売り上げ減少に関わる支援において、現在までに発表されている融資支援制度に加え、財政出動等による直接損失補填、もしくは税等の減免による支援策等講じられたい。

2. 個人の所得補償について

新型コロナウイルス感染症に起因し、やむなくの休業となる場合の、個人への所得補償は、正規・非正規・パート・アルバイトに至るまでの支援をお願いしたい。

3. 正確な情報発信と検査について

マスコミによる煽りとも受け取られかねない報道、SNSによるデマ拡散により国民・市民の不安が高じ、風評被害が経済活動に影響を及ぼしている面も否定できない。

政府はデマや不安定な情報の拡散が無いよう、常に正確な情報を発信されたい。また、検査等の体制強化も併せてお願いしたい。

内容については以上のとおりでございます。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書については委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号の質疑を終わります。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策に関する意見書については可決されました。

次、日程第3. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議員派遣についてはそのように決定いたしました。

日程第4. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申出がっております。

お諮りします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出をされました案件の質疑、討論、採決などの日程が終了をいたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。昨日の議会運営委員会において一般質問を全て取りやめるよう決定をいたしましたので、会期日程で3月16日、17日、18日は休会にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月16日、17日、18日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時8分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 政 司

署名議員 辻 浩 一

署名議員 山 口 忠 孝

署名議員 山 下 芳 郎